

嘉手納町児童放課後健全育成事業用候補物件  
募集要領

令和2年7月1日

嘉手納町 子ども家庭課

**【応募受付期間】**

令和2年7月1日（水）～令和2年8月28日（金）

**【受付時間】**

8：30～17：15 土日祝祭日を除く

**【受付場所】**

〒904-0293

嘉手納町字嘉手納 588

嘉手納町子ども家庭課 保育支援係

## 1. 事業の目的

嘉手納町（以下「町」という。）では社会情勢の変化などにより、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業を実施する施設をいう。以下同じ。）の需要が増加しており、定員を上回る申し込みがある状況です。

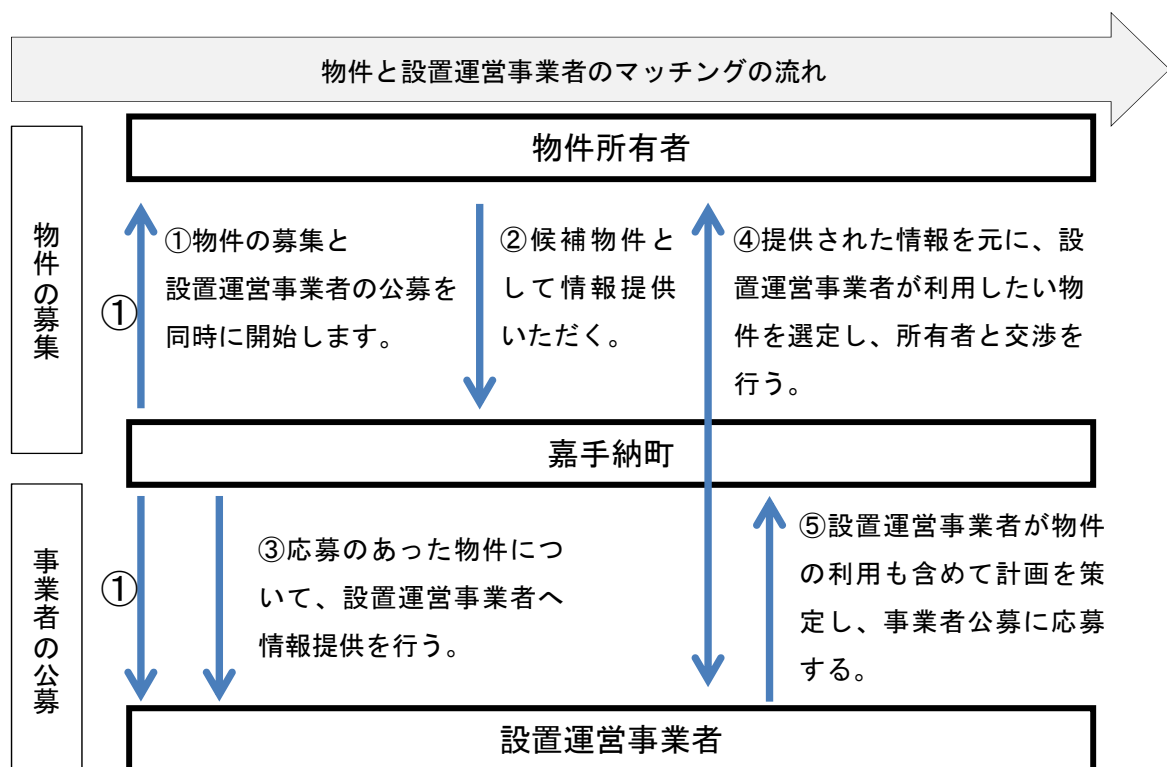
この需要に対応するため、令和2年3月に策定した「第2期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画」に基づき令和3年4月1日に町内にて放課後児童健全育成事業を設置運営する事業者（以下「設置運営事業者」という。）を「嘉手納町放課後児童健全育成事業設置運営事業者募集要領」（以下「事業者公募」という。）にて事業者の募集を行います。

この要領は、事業者公募への応募を検討している事業者に情報提供を行うことを目的として、嘉手納町放課後児童健全育成事業用候補物件の募集に必要な事項を定めるものです。

## 2. 本募集における放課後児童クラブ整備の流れ

本募集に応募された物件情報については、町のホームページ上に大まかな住所や現況等の情報を掲載するとともに、別途実施する事業者公募への応募を検討している設置運営事業者に嘉手納町から情報提供を行います。設置運営事業者が希望している場合には、その情報を元に物件の所有者と協議を行い、賃借物件を確保した設置運営事業者が事業者公募に応募することにより、本募集に応募した物件が放課後児童クラブ事業用候補物件となります（事業者公募への応募は、自身で確保した物件での応募も可としています）。

その後、事業者公募において選定された設置運営事業者が、賃借物件（又は自己所有物件）を必要に応じ改修することにより、放課後児童クラブの整備を行います。なお、賃貸借契約については、物件所有者と設置運営事業者との間で締結をするもので、嘉手納町が物件を借り受けるものではありません。



### 3. 募集物件

#### (1) 対象となる物件

児童クラブの設置が可能な建物、ビル等の一部

※提供された物件を必要に応じて設置運営事業者が改修整備し、賃借して使用します。

※既存の物件に限らず、土地所有者により新築工事を行う物件の賃借も含めます。

#### (2) 対象小学校区、整備予定クラブ数及び必要面積

小学校区	整備予定 クラブ数	必要専用区画面積 <sup>※1</sup>	(参考) 延床面積 の目安 <sup>※2</sup>
嘉手納小学校区	1クラブ	66.0 m <sup>2</sup>	約 90 m <sup>2</sup> 程度

※1 専用区画とは、児童クラブ全体の面積から、トイレ・事務室・静養室等の施設や、ランドセルロッカー・下駄箱等の設備を除いた、児童の遊びや生活の場の専用の面積をいいます。ただし、静養室を児童の静養及び遊びや生活の場以外の用途に使用しない場合は、専用区画面積に含むことができます。なお、ここで示しているのはあくまで最低限必要な面積であり、定員確保の観点からも、より広い物件が望まれます。

※2 延床面積は専用区画面積に含まれない諸室の面積や配置等により異なりますので、あくまで目安とお考え下さい。

#### (3) 設置場所の基準

嘉手納町学校区内に設置し、児童が学校から通所する際に安全に通行できるルートが確保できること。なお、できるだけ学校からの距離が近いことが望ましい。

#### (4) その他の要件

ア 児童が過ごす場所として周辺の環境に安全面、治安等の問題がないこと。

イ 児童クラブ設置に関し、近隣住民の理解・協力が得られる場所であること。

ウ 災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる場所であること。

エ 敷地内又は近隣に公園等の遊び場があることが望ましい。

オ 事業者公募において示す施設整備・運営にあたり適合すべき基準を満たしている、または改修により満たすことができること。

カ 当該物件を10年以上放課後児童クラブとして利用できること。

キ 当該物件に関するすべての権利者の了解が得られること。

ク 物件所有者（及び申請者）が嘉手納町暴力団排除条例（平成23年嘉手納町条例第9号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

ケ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認申請の確認済み及び検査済証を得ていることが確認できること。

※新築工事を行う場合は、工事完了後に提出すること。

コ 建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること。なお、昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた事業実施施設（建物）の場合は、耐震診断により構造耐震指標（Is値）が0.6以上、又は（Iw値）が1.0以上であることが確認できること。

(5) 開所時期

令和3年4月1日の開所とします。

#### 4. 応募の方法

(1) 応募受付

ア 受付期間：公募開始から8月28日（金）まで

（土日休日を除く）

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

イ 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 受付場所：嘉手納町 子ども家庭課 保育支援係

エ 提出方法：事前にご相談の上、提出書類をお持ちください（郵送提出不可）。

(2) 提出書類

次のア～ウを各1部提出してください。なお、ウについては情報提供のため、複写したものを設置運営事業者へお渡しします。

ア 嘉手納町放課後児童健全育成事業用候補物件応募申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 物件の状況調書（様式3）

様式3の添付書類

- ・平面図（既存の物件の場合のみ）
- ・周辺案内図

◎事業者公募への応募の際には、設置運営事業者を通して次のエ～キを提出していただきます。

エ 登記事項証明書（土地建物全部事項証明書及び公図）

オ 物件の概要が分かる書類（建築概要書、重要事項説明書等）※既存の物件の場合のみ

カ 建築基準法に基づく検査済証（写）

※検査済証のない建築物の場合、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づいて「検査済証のない建築物に係る指定確認機関を活用した建築基準法適合状況調査結果報告書」を提出すること（当該調査結果報告書作成に係る費用は町の補助金の対象費用とはなりません）。

※新築工事を行う場合は、工事完了後に提出すること。

キ 新耐震基準に適合していることが確認できる書類（耐震診断結果報告書の写し等）（昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物の場合のみ提出）

(3) 応募にあたっての留意点

ア 提出については、代理人でも可とします。

イ 応募書類の提出期間締め切り後、指示により追加書類の提出を求められた場合には、指示された期間内に提出してください。

ウ 応募に関する費用は応募者の負担となります。

エ 提出された書類等は返却いたしません。

オ 応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。

## 5. スケジュール（予定）

項目	日程、内容等
物件の募集開始、設置運営事業者の公募要領公表、事前相談受付（随時）	令和2年7月1日（水）～令和2年8月28日（金） ・事前相談を行った設置運営事業者への物件情報提供（随時） ・事前相談を行った設置運営事業者と物件所有者との協議（随時）
応募書類提出期限	<u>令和2年8月28日（金）</u>
現地確認、選定委員会（審査）	令和2年9月上旬～中旬（予定）
設置運営事業実施者候補者の選定	令和2年9月下旬（予定）
施設整備に係る補助金申請、決定	令和2年10月以降 施設整備工事入札・着工、補助金申請、決定 竣工・検査
現地確認、竣工、開設準備	令和3年1月～3月
事業開始届提出期限	令和3年3月1日
開所、運営に係る補助金申請、決定	令和3年4月1日

## 6. その他

- （1）提出された応募書類は、公表等に必要な場合、無償で使用できるものとします。また、情報公開請求により開示する場合があります。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、使用・開示の対象とはしません。
- （2）審査の結果、整備物件として決定された場合であっても、提出された提案内容どおりの施設整備・運営ができないことが明らかになった場合、決定を取消すことがあります。
- （3）事業者公募への応募時及び選定後の契約に際して、賃貸借契約の内容協議や契約締結については、物件所有者と運営事業者の責任において実施していただくこととなります。
- （4）事業者公募への応募に際しては、物件所有者と運営事業者の双方の合意上で、同一の物件について複数の設置運営事業者が計画を策定し、それぞれ応募を行う

ことも可能です。

- (5) 放課後児童クラブの概要、施設整備及び運営に際して適合すべき基準、施設整備及び賃借等に伴い、町から設置運営事業者に対し支出する補助金等、事業者公募に係る要件については、別途公募している「嘉手納町放課後児童健全育成事業設置運営事業者公募要領」を確認してください。
- (6) 放課後児童クラブは特殊建築物の扱いとなるため、100 m<sup>2</sup>を超える面積の既存物件を利用する際には、工事までの間に用途変更確認申請が必要となります（現在類似の用途で使用している場合を除く）。
- (7) 審査の結果、整備物件として決定された場合であっても、この事業に係る予算案の議決がされない場合は、決定を取消すことがあります。

本募集要領等に関するお問い合わせ先は次のとおり。

●嘉手納町 子ども家庭課 保育支援係

〒904-0293 嘉手納町字嘉手納588番地

T E L 098-956-1111 (内線 275)

F A X 098-956-8094

Eメールアドレス [hoikushien@town.kadena.okinawa.jp](mailto:hoikushien@town.kadena.okinawa.jp)